

一般 県道	堂園小森 線	上益城郡益城町大字小谷字高遊	前	9.8 ～ 17.0	175.0	”
		1603番3地先から 同 所 同 字 1603番5地先まで	後	19.1 ～ 25.5	175.0	

2 区域変更する期日 平成15年4月23日

熊本県告示第447号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成15年4月23日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成15年4月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	本 渡 牛 深 線	天草郡河浦町大字宮野河内字前田	前	4.0 ～ 5.5	170.0	工事用迂 回路撤去
		317番1地先から 同 所 同 字 342番2地先まで				
		天草郡河浦町大字宮野河内字前田	後	6.0 ～ 8.0	50.0	
		317番1地先から 同 所 同 字 335番1地先まで				

2 区域変更する期日 平成15年4月23日

熊本県告示第448号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年4月23日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成15年4月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	有明倉岳線	天草郡倉岳町大字浦字城ノ下	120.0	単道改
		3358番地先から 同 所 同 字 3366番2地先まで		

2 供用開始する期日 平成15年4月23日

熊本県告示第449号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年4月23日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一